■写真付会員証規則■

- 会員証への写真プリントサービスにつきま しては、以下をご了解のうえお申し込みく ださい。
- 1. 写真はL判(タテ89mm×ヨコ127mm)横ア ングルのものに限ります。写真全体をその まま縮小し会員証に印刷いたします。写真 の加工(色補正やトリミングなど)のご希望 に沿うことはできませんのでご了承ください。 なお、ご愛犬の写真だけでなく、ご愛犬と ご家族ご一緒の写真も受け付けますが、ご 愛犬がJKC登録犬である必要があります。
- 2. 鮮明な印刷のため、なるべく明るい写真の ご提出をお願いします。
- 3. 写真の返却はいたしません。
- 4. スキャナでの読み取りが不可能なケース が発生した場合は、料金、写真をご返却し、 写真なし会員証を発行いたします。
- ※写真裏面に、お名前・会員番号を必ずご記 入ください。
- ※会員証に印刷された写真を交換する場合 は、再度お申し込みが必要となります。
- ※複数のクラブにご入会されている場合で、 それぞれのクラブの会員証を写真付会員証とする 場合は、個別のお申し込みが必要となります。
- ■本サービスに関するお問い合わせは、 JKC本部会員課(☎03-3251-1655) までお願いいたします。

ご注意

※会費切れから6ヶ月間については継続が可能な期 間としております。それ以降は新たにクラブへ の入会が必要となりますのでご注意ください。 また、犬舎名についても会費切れから6ヶ月が経 過した場合は無効となり、再登録が必要となり ますのでご注意ください。

■■ 写真付会員証のご案内 ■■

会費継続をいただきますと、会員証(プラスチック製)をお送りします。 なお、会員証表面にご愛犬の写真(イラストについては承っておりません) をプリントするサービスも行っております。左記の写真付会員証規則を ご確認のうえ、このサービスをお申し込みになる場合は、下記枠内に写 真を貼付してください。

なお、貼付のない場合は写真なしの会員証が発行されます。

- ※写真プリントサービスには、継続会費の他、カード1枚につき500円を ご負担いただきます。
- 例:会費3年間分の継続十写真付カード⇒ 年会費1年目分4,000円十年会費2年目分3,000円十年会費3年目分 3,000円十写真付きカード代金500円=10,500円

この部分にのみ のりしろ のりを貼ってください

写真貼付欄

- ○左記に記載した写真付会員証規則をご確認ください。
- ○写真はL判(タテ89 mm×ヨコ127 mm) 横アングルのものを 貼付してください。写真裏面に、お名前・会員番号を記入して ください。
- ○写真はテープのりまたは両面テープでのりしろ部分のみ密着して ください。ホチキス、セロハンテープは使用しないでください。
- ○全面をのりで貼らないでください。

APPLICATION FORM FOR CONTINUATION OF MEMBERSHIP

\bot	云貝番与は必りこ記入へたさい。(記入のないものは支げ刊けられません。)	一											
	クラブ会員番号 MEMBERSHIP No	フリ ガナ	SPELLING	会費年数									
		氏	NAME										
		名	(1)	年									
	住 所 変 更 欄	姓名変更(旧姓)											
新		_	性 生年 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日(歳)									
住所	住所に変更がある方	5 0.	つみご記入ください。										
*	** ご登録いただいたお名前・ご住所等の個人情報については、クラブ及びJKCの事業目的以外には使用いたしません。また、会報や血練証明書等の宛で先となりますので正確にご記入ください。												
* ±	* 会費を一括して納入される場合は、2年目以後の会費が3,000円となります。												

 * 会費を一括して納入される場合は、2年目以後の会費が3,000円となります。 ただし、一括納入の年数については、5年を上限とします。 (例:3年分の会費→年会費4,000円+3,000円+3,000円=10,000円) * 一旦納入された会費の返還はできません。 * 会員籍(会員番号)の譲渡・譲受はできません。 						本部				
通信欄	所属クラブを変更される場合には理由を記入して、本人の認印および前所属クラブの承認印が必要です。			入欄						
		クラブ代表者·事務所担当者 登録クラブ取扱者·登録畜犬業者		本	部	記	入	欄		
	※ 必ず押印のこと									

ホームページアドレス https://www.jkc.or.jp

* * 料会住金費所 金を が、一般に 名に 諸登 が 録申 あっ きは、 た場合は必ず届けを出してくださ 所 属クラブまたは登録畜犬業者に

KC本部直接の送付は受付けておりません。

取らずにこの用紙ごとご提出ください

*

切